

都城市社会福祉協議会 一般事業主行動計画
(次世代育成推進法・女性活躍推進法)

男女職員が活躍できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

2 本会における課題

- (1) 一部離職が多い部門があり人材確保のための募集を行っても応募が少ない
- (2) 時間外勤務が多い部門がある
- (3) 女性管理職が少ない(課長級)

3 目標と対策

目標1 仕事と子育て(介護)の両立を図るための働きやすい環境整備

- 対策
- ① 育児、介護休暇等を利用しやすくするために職員に対し周知を行う
 - ② 男性の子育て目的の休暇取得促進
 - ③ 子の看護休暇、介護休暇取得の推進
 - ④ テレワークや時差出勤等の柔軟なワークスタイルの推進

目標2 労働環境の見直しと整備

- 対策
- ① 衛生委員会を中心に健康管理の推進(健康診断の結果に基づくフォロー)
 - ② ノー残業の徹底(毎週水曜日をノー残業デー)
 - ③ 専門職によるメンタルヘルスにかかる面談の推進
 - ④ 各種ハラスメントの防止と啓発、発生時の対応
 - ⑤ 年次有給休暇の取得状況の把握と取得の推進
 - ⑥ インターンシップ受入れ促進

目標3 女性職員が活躍する職場環境を整備し女性管理職を15%以上にする

- 対策
- ① 人事考課制度によるキャリア形成支援
 - ② 多様な働き方の推進

4 実施期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

【女性の活躍の現状に関する情報公表】（令和5年3月末現在）

・女性管理職の人数・・・係長職70%、課長職14%